## 大津家庭裁判所委員会議事概要

## 1 日時

令和元年7月4日(木)午前10時から午後零時まで

2 場所

大津家庭裁判所大会議室(本館1階)

3 出席者

(家庭裁判所委員会委員) 五十音順・敬称略

大窪功真,金子隆雄,四竈庸祐,瀧華聡之,西知子,藤井弘実,山本久子,吉田徳一(事務担当者)

安福幸江,浅野和之,堀正博,上島巌,山口優,中田雄一,木原義則,山西弘記,松本茂太

## 4 議事

(1) 委員の紹介

事務担当者から,前回委員会後に任命された大津家庭裁判所委員会委員の紹介があった。

(2) 委員長の選任

委員の互選により、大津家庭裁判所委員会委員長に瀧華聡之委員を選出した。

(3) 委員長代理の指名

委員長において、金子隆雄委員を委員長代理に指名した。

(4) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から,前回委員会で委員から出された意見を踏まえて,裁判所が行った取組等について説明した(前回のテーマ:少年事件における被害者配慮について)。

ア 被害者の事件記録閲覧用スペースの椅子が簡素な印象を与えるとの意見を受け、 新たに机と椅子を整備したことを説明

イ 被害者に対してどのようにフォローしているのかといった意見を受け、家裁調査 官室において、被害者の心理状態に関する専門的な知見の整理を行い、その整理を踏 まえて被害者調査の手引きを改訂していることを説明

(5) 利用者アンケートの報告

事務担当者から、庁舎内に備置きの来庁者へのアンケートについて、平成30年10 月から平成31年3月分の次の内容を報告した上、利用者の声を基に改善に取り組んでいることを説明

ア 回答数は12通である。回答者の性別は男性4人,女性2人,未回答6人であり,年齢は20代から60代までである。

イ 回答者の来庁用件は、裁判・調停の申立て及び出席、裁判傍聴などである。

ウ 裁判所施設について、行き先の分かりやすさにつき、「守衛が分かりやすく丁寧に

教えてくれた。」といった分かりやすいとの回答が多い中、「別館の表示が分かりにくい。」といった回答もあった。

- エ 裁判所職員の対応については、「丁寧で親切」、「傍聴しやすかった」などの意見が 多く、対応に不満であるとの意見はなかった。
- (6) 意見交換(テーマ「成年後見制度の利用促進に向けた家庭裁判所と地域・関係機関との連携の在り方について」)

後見制度の理念と現状・課題、利用促進基本計画とこれからの成年後見制度、実現に向けたステップと役割、滋賀県内の状況と大津家裁の取組について、事務担当者からパワーポイントを用いて説明した後、意見交換を行った。

発言要旨は,別紙のとおり。

(7) 次回委員会の日程, テーマについて

次回の委員会は、テーマを「裁判手続のIT化」とし、地裁委員会と合同開催とする 方向で、日程は追って指定とする。 (別紙)

(発言要旨)

(■委員長,○学識経験者,◎弁護士委員,△検察官委員,◇裁判官委員,▲事務担当者)

【成年後見制度の利用促進に向けた家庭裁判所と地域・関係機関との連携の在り方について】

- 今回の利用促進計画は、現在の後見制度が必ずしも本人がメリットを感じる制度となっていないのではないかという問題意識から作られたものであるが、現在の制度ではどのような点に問題があるのか、御意見を賜りたい。
- 成年後見制度が世間的に認知されているにもかかわらず、これだけ利用が進まないのは、新聞や雑誌、インターネット等で成年後見制度を調べると、申立手続の煩雑さ、専門職後見人の報酬等の費用負担、専門職後見人への不満など、ネガティブな情報が溢れかえっていることが一因と考える。制度そのものの問題もあるが、この阻害要因を解決しない限り、利用促進には結びつかないのではないかと感じている。また、親族後見人の選任について、平成20年が全体の約70パーセントであったのに対し、平成29年には約26パーセントと減少している。これは、親族後見人による不正事案が多発し、財産保全のために専門職後見人を選任してきた影響と思うが、専門職後見人の選任が増えると、報酬等の問題から親族は不満を持ちやすく、この問題も解決していく必要がある。加えて、利用促進のために政府が利用促進計画を閣議決定し、中核機関の設置を求められているものの、現状として、市町村では検討もあまり進んでいない。個人的には、このような状況では成年後見制度の利用促進は相当厳しいのではないかと感じている。
- そもそも、後見制度を必要としている方にはどのようなニーズがあるかについて、御意見を賜りたい。
- ニーズとしては、先程の説明でもあったとおり、やはり、主に財産管理が多いのではないかと思われる。
- 確かに、申立理由の現状としては財産管理が多いが、それ以外の潜在的なニーズについてはいかがか。
- ◎ 弁護士の経験からすると、相談では、身内に引きこもりの方などがいて、高齢の両親の 財産に依存している事案が多く、そういう状況から本人の財産を守るために市長申立て がされることが多い。また、後見人としての経験からすると、施設入所契約をする必要が あるが身内がいないために制度を利用したケース、遺産分割のために一時的に専門職後 見人を選任し、手続が終われば親族後見人と交替する予定であったが、親族からそのまま 専門職後見人に任せたいと言われたケースがある。先程のプレゼンテーションにおける 「利用者」とは、本人のことなのか、それとも本人の親族等のことなのかが分かりにくか った。
- ▲ 先程のプレゼンテーションでは、本人、周囲の親族を含めて「利用者」として、説明を

させていただいている。

- ◎ 本人の立場からすると成年後見制度を利用する必要性はあるが、本人は既に必要性を判断する状況にはないことが多く、むしろ本人の周囲の親族がメリットを感じないと利用促進には繋がらないのではないか。後見人の立場からすると、身内の財産に依存している親族がいる場合、後見人が選任されると自由に財産を使えなくなるので、その親族から苦情を受けたりして対応に苦慮することも多いが、一方で、本人の立場からすれば、自分の子がそのような状況であれば、親として面倒を見たいであろうとも思うが、後見人としてはどこまで認めればよいのかに悩むことも多い。成年後見制度を利用しても、そのような状況の親族が安心して生活できるようなフォローがないと、利用促進には繋がらないのではないかと感じている。
- 本来,親に意思能力があれば,引きこもっている子のために財産を使いたいはずで,後見人が財産管理をするためにそれができなくなるのはどうか。どうやれば本人の推定的意思に合致できるような運用を実現できるかについて御意見を賜りたい。
- 約14年前,仕事の関係で成年後見の利用を検討していた方の家族のサポートをすることになり、制度を知ったが、当時、内容を全く知らずに勉強した経験がある。勉強すると手続が煩雑であることが分かり、なんとか家族と協力して後見人が選任されたものの、本人のためであっても裁判所から必要性のチェックが入るため財産が使いづらく、本人の財産を守るための制度なのか、本人のために財産を使用するための制度なのかが分かりにくかった。成年後見制度はもはや時代にマッチしていないのではないかと感じている。これからの高齢化社会の中では、本人の財産を守るだけでなく、本人の家族のためにも利用しやすい制度になれば、利用が促進されるのではないか。
- △ 何のために成年後見制度の利用を促進しなければいけないのか、本人の財産管理や福祉契約のためなのか、裁判所としてこれを利用すれば家族や地域がうまくいくから促進させようとしているのか、本人の家族のためなのかが自分の中で落ちていない。現在の成年後見制度は、本人からすれば、後見人が選任されれば自由意思が奪われてしまうと感じるのではないか。例えば孫に車を買ってやりたいと思っても、必要性について家族や後見人と意見が対立し、自分の財産なのに意見が通らない。こうした点を解決しないと、自分の判断能力があるときにこの制度を利用しようとは考えないと思った。
- 本人に判断能力があるうちに、将来の後見人を決めておく任意後見制度について、事務 担当者に説明させます。
- ▲ 本人に判断能力があるうちに、本人が契約によって将来の後見人を決めておくことができる制度を任意後見制度といい、将来、本人の判断能力が低下したときに、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行うことにより、契約を発効させることになる。また、現状、法定後見の利用は本人が意思表明できない状態になって申し立てられることが多いが、本来、この制度は、保佐、補助といった本人の判断能力が少し低下した段階でも利用することができ、その場合、本人は意思を表明できる状態であるから、後見人は、本人

の意思に沿った支援ができることになる。しかし、現状として、保佐及び補助の段階での 利用は少ない。

- 本人の判断能力が完全に低下する前の段階で成年後見制度を利用すると、本人のニーズは把握しやすくなる。ただ、現状は、判断能力を失った後、財産管理や遺産分割が必要となった段階で利用されることが多いところ、利用促進法が考えているところは、本来、福祉契約等を必要としている本人がいるのに利用がされていないとか、本人が必要としているのに申立てをしてくれる人がいないといった問題意識から、中核機関を設置して潜在的なニーズも引き出そうとするものである。実際に、認知症患者数と成年後見制度利用者数には大きな乖離があることは事実であるが、制度の潜在的なニーズなどについて御意見を伺いたい。
- 本来的には、本人の施設契約など身上監護のためのニーズはあると思う。しかし、現実としては、制度を利用すると財産管理の話になってしまい、話がややこしくなっているのではないかと感じる。
- ◇ 家庭裁判所における遺産分割では、本人が存命中に家族が本人の財産を使ったことで 紛争になることが多い。後見人が選任されていれば、その使途は報告書で明らかになり、 高額な出費があっても裁判所が監督していることから、後から紛争にはなることは少な い。裁判官の立場からは、こういった点でも利用のメリットはあると感じる。
- 成年後見制度を利用したとしても、本人が希望するような生活を送ることができるようにする、財産がなく後見人の報酬を出せない人であっても適切に後見人が選任できる制度にするというのが利用促進計画ができた趣旨でもあると思われるが、この点について御意見を賜りたい。
- ◇ 中核機関は、市町村に設置することに意義があろう。一般的に、困った場合はまず市町村に相談に行くことが多いと思われるし、身寄りがいなかったり、親族と対立している場合であっても、そのような方の声が届く市町村が成年後見制度を利用する権利擁護の窓口になることが期待できるからである。
- ◎ 後見人の報酬について、財産がない本人で身寄りがいない場合には、最近ではほとんど の市町村で後見人報酬を助成する制度があるが、市町村の経済力によって、その制度の内 容が様々となっている現状にある。この点をもう少し統一的に運用されれば、利用者にと っても安心できるのではないかと感じる。
- 中核機関の設置の検討状況も各市町村でまちまちな状況であるが、この点について御意見を賜りたい。
- 社会福祉協議会や民生委員の役を務めている関係もあり、十数年前に成年後見制度を 知った。この制度はこれからの社会には必要なすばらしい制度であると思うが、実際には、 一般的に制度が理解されていないし、申立手続が煩雑であるためできない方もたくさん いらっしゃると思う。実際に現場で見ていると、家族の在り方も変容してきており、高齢 者だけの世帯も増え、親族や地域の繋がりも薄れてきている中で、成年後見制度は本人の

権利擁護のために必要だと考えている。ただ、現状としては、この制度を利用するきっかけが、認知症が進んでからや、財産的被害を被ってからということが多い。制度がもっと世間に周知されていれば、財産的被害に遭う前に制度を利用することができるのであって、この制度を周知していく窓口が大事かと感じている。

- ◎ 認知症の本人が福祉契約を利用する場合,市町村の地域包括支援センターの方が窓口となってくれる場合が多い。
- ▲ 裁判所では福祉契約を利用する場合の窓口まで把握できていない。地域包括支援センターから市長申立てに繋がることがあるというのは聞いている。
- 地域連携ネットワークについて、滋賀県内でも障がい者福祉支援、児童福祉支援など、それぞれのネットワークは構築されている。例えば、精神障害を持った親から子どもが虐待を受け、祖父も認知症であるような家庭を支援することになった場合、学校、障がい者支援、児童福祉支援、高齢者支援、地域包括支援センターなど、多数のネットワークが関わり、そのうちのどこかが主担当となって、全体をマネジメントしていくことになる。今回の地域連携ネットワークも同じような関わり方をすると思われるが、そこで重要なのは、地域に根付いた支援が必要ということである。ネットワークでは、お互いが地域に根付き、顔見知りで信頼関係が構築されていることが重要となり、それによってスムーズに役割分担もできる。裁判所は異動が多く地域に根付く前に担当が変更になってしまうことがあるかもしれないが、そこをうまく引き継ぎ、地域のネットワークといった既存の資源と裁判所がうまく連携することができれば、地域連携ネットワークもうまく機能するのではないかと感じた。
- 裁判所としては、申立てを審査し、適切な後見人を選任し、その後見人を監督するといった司法作用の部分を担ってきたが、今後は市町村に対し、既存の資源を活用し、連携していくことを働きかけていくことも検討したい。
- ◇ 今後,中核機関がそういった個々のニーズを申立てに繋げることができれば,更なる利 用促進に繋がると考えている。
- 本日は各委員から貴重な御意見を賜った。当庁としても、本日の御意見を今後の参考に させていただき、取り組んでまいりたい。

以上